

大阪市告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年9月14日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西成区第370号線	西成区南津守3丁目 219番地から 同区同 219番地まで (別紙参考図参照)	旧	m 10.87～ 11.01	m 29.89
		新	9.12～ 9.13	29.89

(建設局総務部管財課)